

... 1

# 令和4年度 教育委員会 第6回定例会 議案

- 1 日 時 令和4年6月24日(金) 午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会議室
- 3 日 程
- (1)開 会
- (2)議案

第8号議案 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

- (3) 報告事項
- (4) 閉 会

静岡県教育委員会



# 第8号議案

# 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

令和5年度静岡県立中学校の募集定員について、学級規模を35人学級とし、関係する規則を別紙のとおり改正する。

改正する規則名 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則 改正規則の施行日 令和5年4月1日

令和4年6月24日提出

静岡県教育委員会教育長

# 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

(高校教育課)

## 1 概要

40人学級となっている県立中学校(清水南高等学校中等部、浜松西高等学校中等部)について、令和5年度入学生から35人学級へ移行する。

## 【理由】

- ・すでに市町立中学校で35人学級のきめ細かな指導がなされている
- ・現状の40人学級では教員の負担感が強くなってきている
- ・新型コロナの感染対策の面で、受検生・保護者からも 40 人学級に不安の 声がある

## 2 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則について

静岡県立中学校学則では県立中学校の生徒定員を 40 人学級で定めており、 上記の変更を行うため、所要の改正を行う。(別紙)

## 3 35 人学級実施に当たっての課題

・内進生(中等部から進学)と高入生(一般の中学校から入学)では、高校 入学時における学習進度や英語・数学の単位数が異なるため、<u>高校1年生</u> は内進生と高入生を別クラスにする必要あり

### (浜松西高校の場合)

学校名	高校定員	中等部(内進生)定員 【現行 40 人学級】	高入生 定員	中等部(内進生)定員 【35 人学級】	高入生 定員
浜松西高校	240 人	4 学級×40 人=160 人	80 人	4 学級×35 人=140 人	100人

- ・高入生は現在、2学級80人を募集
- ・35人学級にすると100人を募集し、高入生は3学級となる
- ・高校1年生は内進生と併せ7学級展開(本来の定員は240人、6学級規模)
- →カリキュラム編成の困難、空き教室の不足、教員負担の増加が発生

### 4 3学級展開の試行

- ・浜松西高校では令和3年度から90人を超える生徒を合格とし、感染症対策ときめ細かな指導を行うことを目的として高入生の運用3学級展開を試行
- →結果を検証したところ、カリキュラム編成や教室展開の難しさ、教員の負担 増加はあるものの、高入生の3学級運用が可能であることを確認

#### 5 スケジュール(予定)

月日	内容
6月24日	教育委員会定例会(議案)で学則変更
7月~	「静岡県立高等学校中等部入学者募集要項」反映 → 9月配布
R5 年 1 月	中等部入試選抜試験

# 別紙

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

## 静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

(静岡県立中学校学則の一部改正)

第1条 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名称		生徒	定員		所在地	
石 你 ————————————————————————————————————	第1学年	第2学年	第3学年	計	7月1土4世	
静岡県立清水南高	105	120	120	345	静岡市清水区折戸3丁目2一	
等学校中等部	105	120	120	340	1	
静岡県立浜松西高	140	160	160	460	浜松市中区西伊場町3-1	
等学校中等部	140	160	100	400		
静岡県立ふじのく					磐田市中泉1丁目6-16	
に中学校						
三島教室					三島市文教町1丁目3-93	

第2条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名称		生徒	定員		所在地	
1	第1学年	第2学年	第3学年 計		りり土地	
静岡県立清水南高	105	105	120	330	静岡市清水区折戸3丁目2一	
等学校中等部	105	105	120	330	1	
静岡県立浜松西高	1.40	1.40	160	440	浜松市中区西伊場町3-1	
等学校中等部	140	140	160	440		
静岡県立ふじのく					磐田市中泉1丁目6-16	
に中学校						
三島教室					三島市文教町1丁目3-93	

第3条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称		生徒	所在地		
名称	第1学年	第2学年	第3学年	計	別往地
静岡県立清水南高	105	105	105	315	静岡市清水区折戸3丁目2一
等学校中等部	105	105	105	310	1
静岡県立浜松西高	140	140	140	420	浜松市中区西伊場町3-1
等学校中等部	140	140	140	420	
静岡県立ふじのく					磐田市中泉1丁目6-16
に中学校					
三島教室					三島市文教町1丁目3-93

## 附則

この規則中、第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は 令和7年4月1日から施行する。 (参考資料)

新旧対照表

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則

(令和5年4月)

# 新旧対照表

規則名 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)(第1条関係)

	攻 片 後		4	MITTAR	静岡市清水区折戸3丁目2—1	浜松市中区西伊場町3-1		泉1丁目6-16		三島市文教町1丁目3-93		
		o						磐田市中泉1丁目		三島市文章		
		おりとする。		盂	345	160	100					
正後	正 孩	には、次のと	Ĭ	第3学年	120	160	100					
改		在地について	生徒定員	第2学年	120	160	201					
	及び所在地)	中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。		第1学年 第	105	140	<u> </u>					
	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)	さの名称、生行	4		<b>青水南高</b> <del></del>	5松西高	子台び	ふじめ	-1×	二島教室		
	中学校の名利	第2条 中学核		Æ	静岡県立清水南高 等学校中等部	静岡県立浜松西高	等学校中等部	静岡県立ふじの	くに中学校	111		
		無										
					<b>Γ</b>	3 - 1		-16		3 —93		
			11	M 보세	静岡市清水区折戸3丁	浜松市中区西伊場町3—		中泉1丁目6		文教町1丁目3		
		5.						整田市		三島市		
		おりとする		抽	360	180	104					
正前		ては、次のと		三員	]hi	第3学年	120	160	001		_	
改	_	<b>所在地につい</b>	生徒定員	第2学年	120	160	707					
	[及び所在地]	5徒定員及び5		第1学年	120	160						
	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)	条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。	4	ś F	静岡県立清水南高 等学校中等部	静岡県立浜松西高	等学校中等部	静岡県立ふじの	くに中学校	三島教室		
	<u>#</u>	第2条			1							

(令和6年4月)

# 新旧対照表

規則名 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)(第2条関係)

			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10年	静岡市清水区折戸3丁目2一1	浜松市中区西伊場町3-1	磐田市中泉1丁目6-16	三島市文教町1丁目3-93
		3りとする。		盂	330	440		
正後		は、次のとま	Ĩ	第3学年	120	160		
改		<b>年地について</b>	生徒定員	第2学年 第	105	140		
	&び所在地)	<b>走定員及び所</b>		第1学年 第	105	140		
	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)	第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。		₩ \$	静岡県立清水南高 等学校中等部	静岡県立浜松西高 等学校中等部	静岡県立ふじのイン田学校	1.11年次二二島教室
			计子记	원(11년	静岡市清水区折戸3丁目2一1	浜松市中区西伊場町3—1	磐田市中泉1丁目6-16	三島市文教町1丁目3-93
		おりとする。		111111	345	460		
		10 X		第3学年	120	160		
正前		ては、そ		)	ļ			
		所在地については、	生徒定員	第2学年 第:	120	160		
띰	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)	中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。	生徒定員		105 120	140 160		

(令和7年4月)

# 新旧対照表

規則名 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)(第3条関係)

			北	전 1 1 1	静岡市清水区折戸3丁目2一1	浜松市中区西伊場町3-1	磐田市中泉1丁目6-16	三島市文教町1丁目3-93
		3りとする。		#=	315	420		
正後		は、次のとま		第3学年	105	140		
改		中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。	生徒定員	第2学年 第	105	140		
	び所在地)	定員及び所		第1学年 第	105	140		
	生徒定員及	4名称、生徒			垣屋 2	恒 图 2	0 0	10 計数率
	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)			Ę Ę	静岡県立清水南高 等学校中等部	静岡県立浜松西高 等学校中等部	静岡県立ふじの	文字子で入事門
	#)	第2条			191444	Mary City	1986	
					Г 🗎 2 — 1	3-1	-16	3 —93
			年七出	M1111개	静岡市清水区折戸3丁目	浜松市中区西伊場町3	市中泉1丁目6	市文教町1丁目3-93
		2°					黎田井口	祖川
		しおりとする		111111	330	440		
前		ては、次のと	<b>[</b> ]	第3学年	120	160		
띰		$\frac{2}{5}$	生徒定員	李年	105	140		
改正		在地につ	7	第2章				
	(中学校の名称、生徒定員及び所在地)	中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。	7	第1学年 第2学年	105	140		

# 第6回定例会 報告事項

番号	項目	Page
配付 報告 1	令和3年度 公務災害及び通勤災害の現況	P 1
配付報告2	監査結果に関する報告	Р3



# 配布報告 1

(件 名)

# 令和3年度 公務災害及び通勤災害の現況

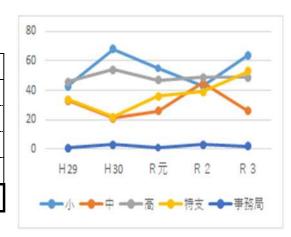
(教育厚生課)

# 1 公務災害の発生状況 ※ 政令市を除く

## (1) 申請受理件数の推移

(単位:件数)

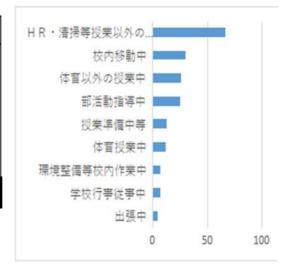
年度	ř	小	中	高	特支	事務局	計		備考
H29	)	43	33	46	34	1	157	内	公務外認定3件
H30	)	68	21	54	22	3	168	内	公務外認定2件
R元		55	26	47	36	1	165	内	公務外認定3件
R 2		43	45	49	39	3	179	内	公務外認定2件
R 3		64	26	49	53	2	194	内	公務外認定1件



# (2) 発生原因別件数

(単位:件数)

区 分	件	区 分	件
① HR・清掃等授業以外 の職務従事中	67	⑥ 体育授業中	12
② 校内移動中	30	⑦ 学校行事従事中	9
③ 体育以外の授業中	26	⑧ 環境整備等校内作業中	7
④ 部活動指導中	25	⑨ 出張中	5
⑤ 授業準備中等	13	合 計	194

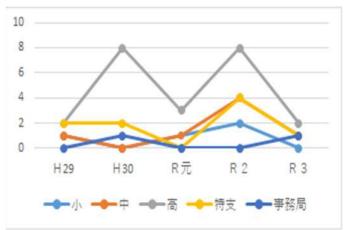


## 2 通勤災害の発生状況

# ※ 政令市を除く

(単位:件数)

年度	小	中	高	特支	事務局	合計
H29	1	1	2	2	0	6
H30	0	0	8	2	1	11
R元	1	1	3	0	0	5
R 2	2	4	8	4	0	18
R 3	0	1	2	1	1	5



## 3 対 応

職場の安全衛生管理者研修等の機会を通じ、災害の発生状況に関する情報を各所属と共有することで、 災害発生の未然防止に努める。

白

紙

# 監査結果に関する報告

(財務課)

# 令和4年度第1回の監査結果

## 1 指摘等事項の概要

令和4年6月20日に、今年度、第1回目の監査結果の報告があった。 今回は、令和4年6月3日に実施した県立学校等3所属の定期監査(書面監査) の報告で、教育委員会については、2件の注意が付された。

## (1) 定期監査

<注意2件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
中央図書館	件名	会計書類の紛失
	内容	中央図書館は、現金領収事務において、令和3年9月16日 に郵便局に現金を納付した際に発行された静岡県取扱店収 納票兼払込金受領証1通を紛失した。
中央図書館	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り(同種事案 の発生)
	内容	中央図書館は、前回の監査で指摘した事項が改善に結びついておらず、令和3年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇について、付与日数に誤りがあった。

## 2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和4年9月16日までに監査委員へ報告する。

白

紙